二　それぞれの試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合において、この表の下欄に掲げる算式による配分金額（この号において「算式配分金額」という。）を各合致投票券にあん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合には、センターは、別に文部科学大臣の定めるところにより、それぞれの試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合について算式配分金額の調整を行うことができる。

別表第四（第六条関係）

試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合	算式
一等	A×B×f＋C
二等	A×B×g＋C
三等	A×B×h＋C
四等	A×B×i＋C

備考

一　［略］

イ・ロ　［略］

ハ　C　法第十四条の規定による各試合に係る合致割合に係る加算金

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ニ　f　四分の一から五分の四の範囲内においてセンターが定める率

ホ　g　十分の一から四分の一の範囲内においてセンターが定める率

ヘ　h　二十分の一から四分の一の範囲内においてセンターが定める率

ト　i　f、g及びhとの合計が一となるよう二十分の一から四分の一の範囲内においてセンターが定める率

二　それぞれの試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合において、この表の下欄に掲げる算式による配分金額（この号において「算式配分金額」という。）を各合致投票券にあん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合には、センターは、別に文部科学大臣の定めるところにより、それぞれの試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合について算式配分金額の調整を行うことができる。

別表第四（第六条関係）

合致の割合	算式
一等	A×B×f＋C
二等	A×B×g＋C
三等	A×B×h＋C＋D－E
四等	A×B×i＋C－D＋E

備考

一　［同上］

イ・ロ　［同上］

ハ　C　法第十四条の規定による各合致の割合に係る加算金

ニ　D　表の四等の項下欄に掲げる算式中A×B×i＋Cの部分により算定した金額を四等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額に合致投票券の数を乗じて得た金額

ホ　E　表の四等の項下欄に掲げる算式中A×B×i＋Cの部分により算定した金額を四等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額

ヘ　f　四分の一から五分の四の範囲内においてセンターが定める率

ト　g　十分の一から四分の一の範囲内においてセンターが定める率

チ　h　二十分の一から四分の一の範囲内においてセンターが定める率

リ　i　f、g及びhとの合計が一となるよう二十分の一から四分の一の範囲内においてセンターが定める率

二　それぞれの合致の割合において、この表の下欄に掲げる算式による配分金額（この号において「算式配分金額」という。）を各合致投票券にあん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合には、センターは、別に文部科学大臣の定めるところにより、それぞれの合致の割合について算式配分金額の調整を行うことができる。